

厚生労働大臣の定める掲載事項

■ 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて、診療を行っている保険医療機関です。

■ 各種指定

救急指定病院（昭和 41 年 8 月 28 日）、山梨労災保険指定病院（昭和 53 年 6 月 1 日）

■ 施設基準等届出事項（別紙）

■ 明細発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■ 入院について

● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制

入院診療計画は、医師、看護師等が共同して診療計画を策定しております。

院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制については、厚生労働大臣が定める基準を満たしております。

● 入院時食事療養費に係る事項

➤ 入院時食事療法（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

➤ 食事療養に伴う衛生は、医療法及び医療法施行規則の基準並びに食品衛生法に定める基準以上のものです。

➤ 患者様のご希望により、食堂にて食事の提供をさせていただきます。（症状等によりご希望に沿えない場合があります。）

➤ 食事時間帯

朝 7:30 ～ 8:15

昼 12:00 ～ 13:00

夕 18:00 ～ 18:45

■ 入院基本料について

当院では、「一般病棟入院基本料 5」、「療養病棟入院基本料 1」を届出しています。

● 2階 B 病棟（療養）

➤ 当病棟では、1 日に 5 人以上の看護職員・看護要員が勤務しています。

➤ なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

・ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで、看護職員・看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です。

・ 午後 5 時 15 分～午前 8 時 30 分まで、看護職員・看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 15 人以内です。

● 3階 B 病棟（一般）

➤ 当病棟では、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

➤ なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

・ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

・ 午後 5 時 00 分～午前 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。

・ また、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までの時間帯は 3 人、午後 5 時 15 分～午前 8 時 30 分までの時間帯に 1 人の、身支度や食事等の身の回りのお世話をさせていただく看護要員が勤務しています。

■ 保険外負担に関する事項について（別紙）

■ 入院期間が 180 日を超える場合の費用について（一般病棟）

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料のうち 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、入院基本料の 15%にあたる金額を特定療養費として患者さんのご負担として請求させていただきます。